

福岡市防犯のまちづくり推進プラン

令和7年度～令和11年度

犯罪のない安全で住みよいまち
ふくおかを目指して

目 次

第1章 プラン策定にあたって

1 福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例について	1
2 プラン策定の目的	2
3 プランの位置づけ	2
4 プランの期間	2

第2章 福岡市の犯罪情勢について

1 防犯に関する市民の意識	3
(1)犯罪の少なさに対する満足度／(2)地域の犯罪の少なさに対する意識	
2 刑法犯認知件数の推移	4
3 刑法犯認知件数における学生等の被害状況	7
4 犯罪の発生状況	8
(1)市民生活に身近な犯罪／(2)サイバー犯罪の状況／(3)薬物事犯の検挙状況／(4)少年非行の状況	
5 近年の特筆すべき犯罪情勢	15
(1)特殊詐欺等の状況／(2)匿名・流動型犯罪グループの特徴／(3)飲酒運転の撲滅	

第3章 取組の目標と具体的な取組み

1 プランの策定の考え方	19
(1)目指す姿／(2)基本目標／(3)策定にあたっての視点	
2 プランの成果指標	19
3 プラン体系	20
4 取組目標	21
5 具体的な取組み	22
目標Ⅰ 防犯意識の高いひと・地域づくり／目標Ⅱ 防犯力の高い地域づくり／目標Ⅲ 防犯環境に配慮したまちづくり	

参考資料

1 福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例	32
2 「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部」設置要綱	36
3 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針	39
4 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針	44
5 犯罪の防止に配慮した学校等の構造、設備等に関する指針	53

第1章 プラン策定にあたって

1 福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例について

本市では、犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現を目指して、平成26年4月に「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例（以下「推進条例」という。）」を施行し、以下のような基本理念を定めています。

防犯のまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき行うものとする。

○市民、地域団体及び事業者（以下「市民等」という。）は、自らの安全は自らで守り、地域の安全は地域で守るという防犯意識のもとに、地域防犯活動に主体的に取り組み、地域社会の絆の強化を図ること。

○市は、関係機関との連携のもと、市民等が行う地域防犯活動の促進を始めとした防犯施策を推進すること。

また、この基本理念に基づき、市民、地域団体、事業者の役割、市の責務を定め、防犯のまちづくりを総合的かつ効果的に行うための推進本部の設置及び推進計画の策定を行っています。

市民の役割

市民は、防犯のまちづくりについて理解を深め、日常生活において、自らの安全を確保するとともに、地域防犯活動に参加するよう努める。

地域団体の役割

地域団体は、市民の防犯意識の高揚に努める等地域防犯活動に積極的に取り組むとともに、当該地域における地域社会の絆の強化を図るよう努める。

事業者の役割

事業者は、その事業を行うに当たっては、従業員及び顧客等が犯罪の被害を受けないようにするための措置を講じるとともに、地域社会を構成する一員として地域防犯活動を推進するよう努める。

市の責務

市は、市民等及び関係機関との連携のもと、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための体制を整備し、防犯施策を実施する。

推進本部・推進計画

防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部」を設置する。

推進本部は、推進計画（本プラン）を策定し、進捗状況を管理する。

2 プラン策定の目的

福岡市内の刑法犯認知件数は、平成14年の57,578件をピークに減少傾向にあります。依然として自転車盗、住宅侵入窃盗など、市民生活に身近な犯罪が多く発生しており、人口千人当たりの刑法犯認知件数は政令指定都市中で上位に位置しています。

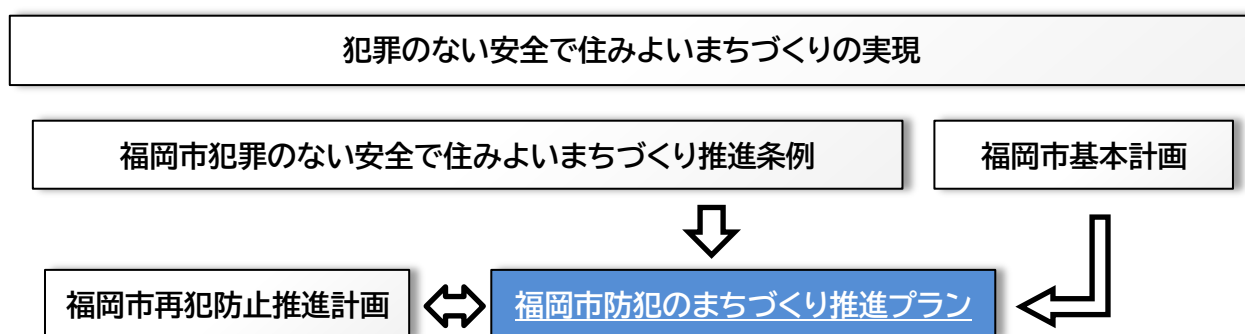
また、特殊詐欺（架空料金請求詐欺、オレオレ詐欺、還付金詐欺等）の被害件数・被害金額ともに増大しており、令和5年の福岡市内の被害金額は統計史上最高を記録するなど深刻な状況です。さらに著名人等を騙った投資や結婚等に関心を持つ被害者とSNS等を通じて信頼関係を深め、お金をだまし取るSNS型投資・ロマンス詐欺が社会的にも問題になっています。

このような状況の中、「第4次防犯のまちづくり推進プラン（以下「第4次防犯推進プラン」という。）」は令和6年度に計画期間が終了します。そこで第4次防犯推進プランの施策を引き継ぐとともに、近年の犯罪情勢を反映させた新たな取組みを盛り込んだ「第5次防犯のまちづくり推進プラン（以下「第5次防犯推進プラン」という。）」を策定し、犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現を目指して防犯の取組を進めていくものです。

3 プランの位置づけ

第5次防犯推進プランは、推進条例第9条に規定する防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画に位置づけられます。

計画の推進にあたっては、福岡市再犯防止推進計画とともに防犯の取組みを推進し、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指すSDGsの理念を踏まえ施策を実行していきます。



※福岡市では、総合計画に基づく各施策の推進により、SDGsの実現に取り組んでいます。



4 プランの期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

第2章 福岡市の犯罪情勢について

1 防犯に関する市民の意識

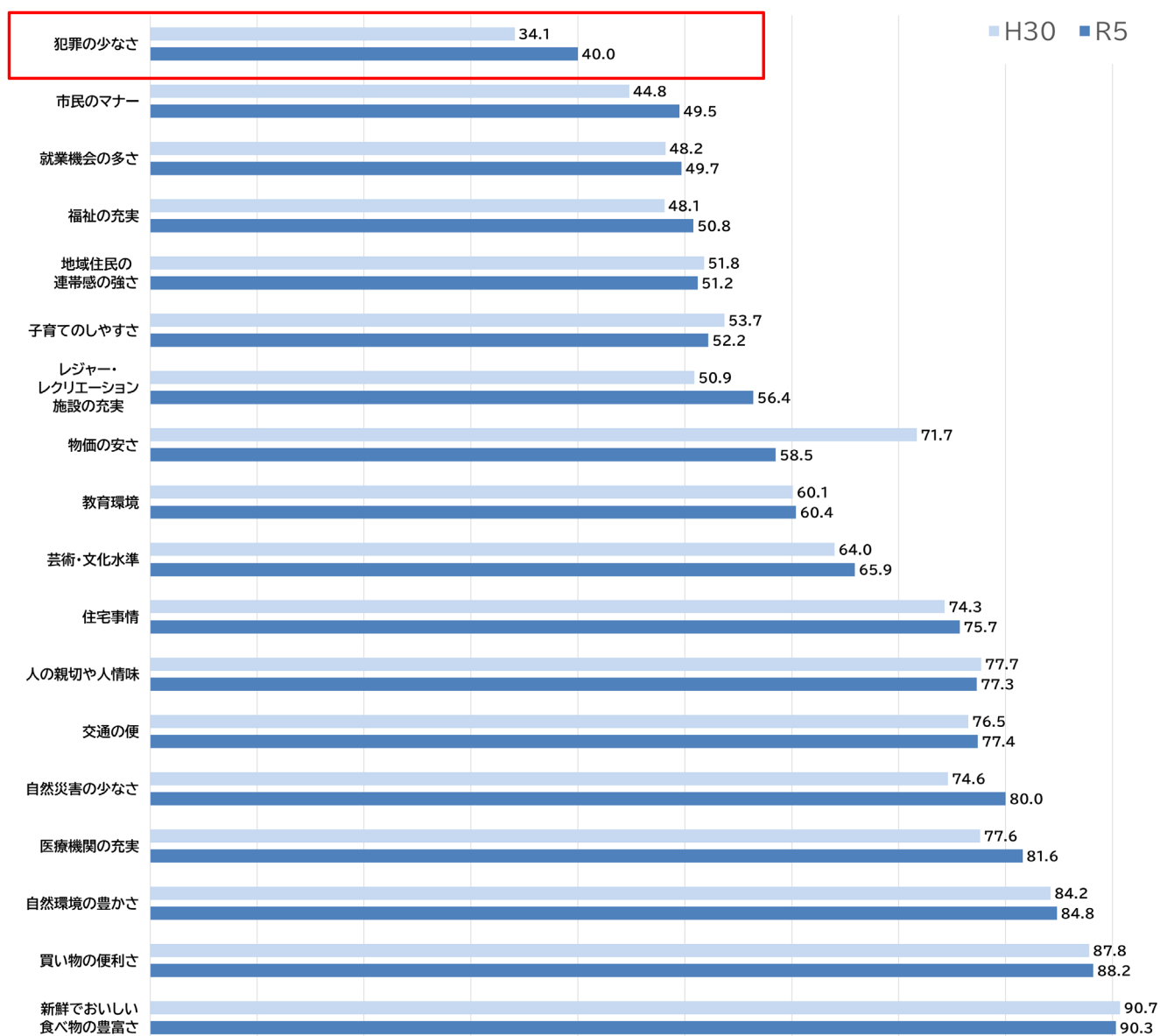
(1) 犯罪の少なさに対する満足度

「市政に関する意識調査」の「福岡市の都市環境などに関する満足度」の中で、「犯罪の少なさ」に対する令和5年度の満足度は40.0%となっており、前回の計画策定時の平成30年度の満足度34.1%と比較して、5.9ポイント上昇しているものの、まだ改善が必要な状況となっています。

〈図表1〉「福岡市の都市環境などに関する満足度調査」における「満足している」割合

(平成30年度と令和5年度の比較)

(%)

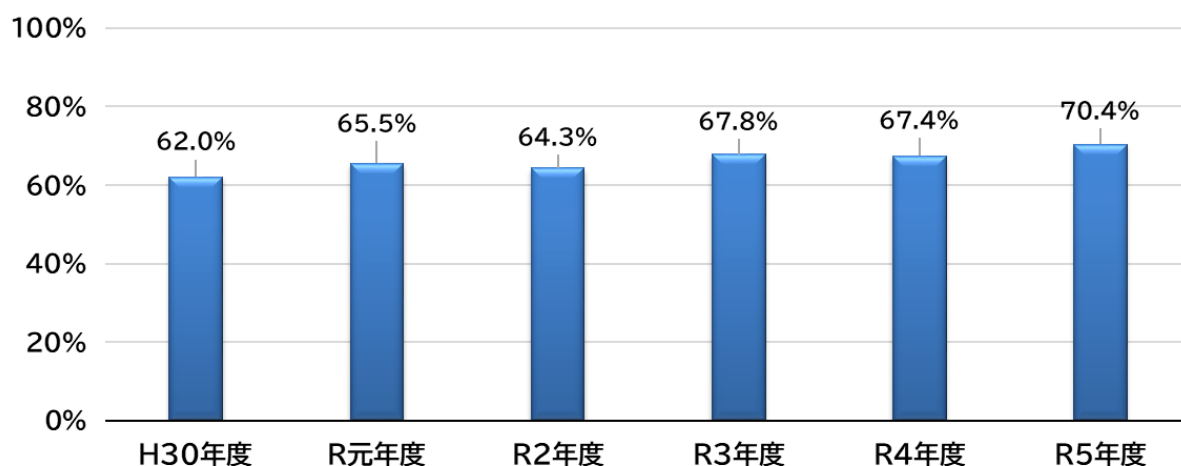


出典：福岡市市長室「市政に関する意識調査」

(2) 地域の犯罪の少なさに対する意識

令和5年度に実施した「基本計画の成果指標に関する意識調査」の中で、「自分の住んでいる地域が犯罪の少ない安全なまちだと思う人」の割合は70.4%と、目標の70%に到達しています。

〈図表2〉「自分の住んでいる地域が犯罪の少ない安全なまちだと思う人」の割合

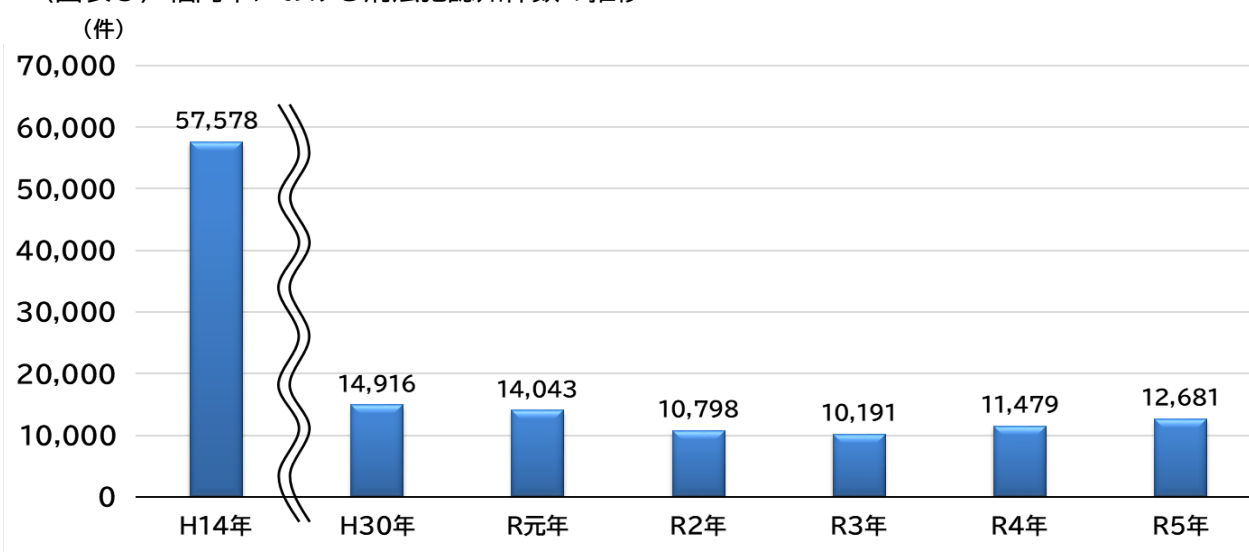


出典:福岡市総務企画局「福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査」

2 刑法犯認知件数の推移

本市の刑法犯認知件数は、平成14年の57,578件をピークに減少しており、令和5年は12,681件とピーク時に比べ約2割に減少していますが、人口千人当たりの刑法犯認知件数で見ると、政令指定都市中ワースト上位に位置しており、未だ憂慮すべき状況です。

〈図表3〉福岡市における刑法犯認知件数の推移



政令指定都市における人口千人当たりの
刑法犯認知件数の福岡市のワースト順位

3位

2位

4位

3位

4位

4位

提供:福岡県警察

包括罪種別(※)に見た刑法犯認知件数は、他の政令指定都市と同様に、窃盗犯の刑法犯認知件数が最も多く、本市において令和5年の割合は、約7割を占めています。

(※) 包括罪種（類似性の強い罪種を包括した分類名称）の内容

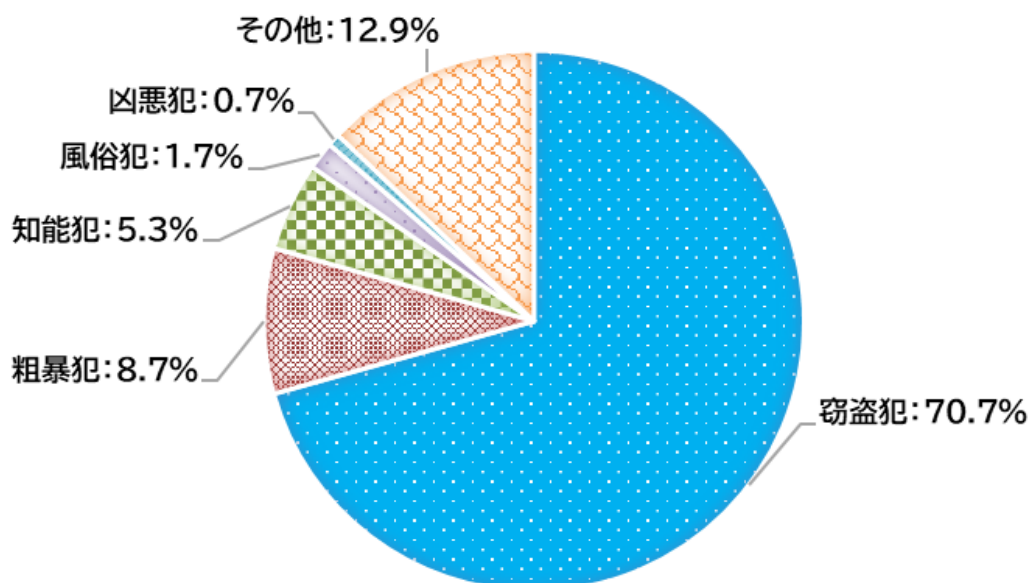
〈図表4〉福岡市における刑法犯（包括罪種別）認知件数の推移

(件)

区 分	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
窃 盗 犯	10,870	10,183	7,393	7,220	8,299	8,961
粗 暴 犯	1,152	1,397	1,210	1,132	1,080	1,101
知 能 犯	574	389	468	350	425	675
風 俗 犯	255	170	132	153	144	211
凶 悪 犯	80	87	63	66	57	95
そ の 他	1,985	1,817	1,532	1,270	1,474	1,638
総 数	14,916	14,043	10,798	10,191	11,479	12,681

提供：福岡県警察

〈図表5〉福岡市における刑法犯認知件数の包括罪種別内訳（令和5年）



提供：福岡県警察

〈参考〉

包 括 罪 種 名	罪種・手口
窃 盗 犯	車上ねらい、自転車盗、空き巣等
粗 暴 犯	暴行、脅迫、恐喝等
知 能 犯	詐欺、横領、通貨偽造等
風 俗 犯	賭博、不同意わいせつ、公然わいせつ等
凶 悪 犯	殺人、強盗、放火、不同意性交等
そ の 他	占有離脱物横領、器物損壊等

〈図表6〉政令指定都市における包括罪種別の刑法犯認知件数（令和5年）

（件）

市 名	刑 法 犯 計	凶 悪 犯	粗 暴 犯	窃 盗 犯	知 能 犯	風 俗 犯	そ の 他	人 口 千 人 当 た り の 認 知 件 数	順 位
札幌市	11,263	92 (0.8%)	1,551 (13.8%)	7,628 (67.7%)	380 (3.4%)	255 (2.3%)	1,357 (12.0%)	5.72	12
仙台市	6,087	73 (1.2%)	431 (7.1%)	4,063 (66.7%)	605 (9.9%)	135 (2.2%)	780 (12.8%)	5.54	14
さいたま市	8,745	66 (0.8%)	724 (8.3%)	6,121 (70.0%)	520 (5.9%)	163 (1.9%)	1,151 (13.2%)	6.50	8
千葉市	7,020	59 (0.8%)	464 (6.6%)	5,253 (74.8%)	407 (5.8%)	87 (1.2%)	750 (10.7%)	7.16	6
川崎市	7,645	52 (0.7%)	463 (6.1%)	5,907 (77.3%)	471 (6.2%)	111 (1.5%)	641 (8.4%)	4.95	16
横浜市	16,059	163 (1.0%)	1,347 (8.4%)	11,162 (69.5%)	1,500 (9.3%)	304 (1.9%)	1,583 (9.9%)	4.26	20
相模原市	4,250	30 (0.7%)	216 (5.1%)	3,374 (79.4%)	153 (3.6%)	32 (0.8%)	445 (10.5%)	5.86	11
新潟市	3,979	21 (0.5%)	340 (8.5%)	2,759 (69.3%)	278 (7.0%)	51 (1.3%)	530 (13.3%)	5.16	15
静岡市	3,100	25 (0.8%)	381 (12.3%)	2,084 (67.2%)	160 (5.2%)	58 (1.9%)	392 (12.6%)	4.58	17
浜松市	3,572	33 (0.9%)	411 (11.5%)	2,389 (66.9%)	201 (5.6%)	45 (1.3%)	493 (13.8%)	4.52	18
名古屋市	19,857	194 (1.0%)	1,772 (8.9%)	13,282 (66.9%)	1,555 (7.8%)	198 (1.0%)	2,856 (14.4%)	8.53	2
京都市	8,104	53 (0.7%)	630 (7.8%)	5,816 (71.8%)	354 (4.4%)	159 (2.0%)	1,092 (13.5%)	5.62	13
大阪市	39,408	399 (1.0%)	2,602 (6.6%)	29,106 (73.9%)	2,144 (5.4%)	827 (2.1%)	4,330 (11.0%)	14.21	1
堺市	6,173	49 (0.8%)	370 (6.0%)	4,408 (71.4%)	384 (6.2%)	119 (1.9%)	843 (13.7%)	7.61	5
神戸市	12,014	113 (0.9%)	1,371 (11.4%)	7,119 (59.3%)	1,328 (11.1%)	283 (2.4%)	1,800 (15.0%)	8.02	3
岡山市	4,552	40 (0.9%)	373 (8.2%)	3,338 (73.3%)	199 (4.4%)	68 (1.5%)	534 (11.7%)	6.36	9
広島市	7,080	47 (0.7%)	554 (7.8%)	4,485 (63.3%)	719 (10.2%)	129 (1.8%)	1,146 (16.2%)	5.98	10
北九州市	6,044	52 (0.9%)	762 (12.6%)	3,594 (59.5%)	443 (7.3%)	141 (2.3%)	1,052 (17.4%)	6.60	7
福岡市	12,681	95 (0.7%)	1,101 (8.7%)	8,961 (70.7%)	675 (5.3%)	211 (1.7%)	1,638 (12.9%)	7.71	4
熊本市	3,238	37 (1.1%)	338 (10.4%)	2,221 (68.6%)	206 (6.4%)	62 (1.9%)	374 (11.6%)	4.39	19

（注）人口は令和5年12月1日付推計人口

提供：福岡県警察（その他政令指定都市は各都市に照会）

3 刑法犯認知件数における学生等の被害状況

「中学生以下」が被害者となった刑法犯認知件数は、過去4年間増加傾向にあります。また、令和5年の刑法犯認知件数のうち被害者の学職が「学生等」の内訳を見ると「大学生」の被害が1,119件で全体の8.8%と最も多くなっており、過去5年間の推移をみても同様の傾向となっています。

〈図表7〉被害者の学職別割合の推移

(件)

区 分		H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
学生等	小学生以下	238 (1.6%)	193 (1.4%)	151 (1.4%)	158 (1.6%)	176 (1.5%)	206 (1.6%)
	中学生	377 (2.5%)	346 (2.5%)	231 (2.1%)	242 (2.4%)	316 (2.8%)	421 (3.3%)
	小計	615 (4.1%)	539 (3.9%)	382 (3.5%)	400 (4.0%)	492 (4.3%)	627 (4.9%)
	高校生	634 (4.3%)	587 (4.2%)	398 (3.7%)	414 (4.1%)	582 (5.1%)	675 (5.3%)
	大学生	1,214 (8.1%)	1,146 (8.2%)	704 (6.5%)	695 (6.8%)	984 (8.6%)	1,119 (8.8%)
	専修学校等	665 (4.5%)	752 (5.4%)	488 (4.5%)	481 (4.7%)	623 (5.4%)	755 (6.0%)
有職		7,319 (49.1%)	6,466 (46.0%)	5,299 (49.1%)	4,786 (47.0%)	5,380 (46.9%)	5,714 (45.1%)
無職		1,468 (9.8%)	1,312 (9.3%)	1,140 (10.6%)	1,070 (10.5%)	1,104 (9.6%)	1,083 (8.5%)
その他		3,001 (20.1%)	3,241 (23.1%)	2,387 (22.1%)	2,345 (23.0%)	2,314 (20.2%)	2,708 (21.4%)
合計		14,916	14,043	10,798	10,191	11,479	12,681

提供：福岡県警察

4 犯罪の発生状況

(1) 市民生活に身近な犯罪

① 福岡市の状況

本市では街頭防犯カメラの設置助成を行うなど、その台数を増やしてきました。

市民生活に身近な犯罪の認知件数について、平成30年と比較すると令和5年は2割ほど減少していますが、「自転車盗」の件数はほとんど減少しておらず、過半数を占めています。

(注) 市民生活に身近な犯罪とは、車上ねらいや自転車盗、オートバイ盗など身のまわりで発生しやすい犯罪としています。(11罪種・手口)

〈図表8〉福岡市における市民生活に身近な犯罪の認知件数（罪種・手口別）の推移

(件)

区 分	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
自 転 車 盗	4,626 (55.0%)	4,437 (57.1%)	3,184 (55.4%)	3,133 (55.7%)	4,059 (62.6%)	4,302 (62.8%)
万 引 き	1,625 (19.3%)	1,702 (21.9%)	1,516 (26.4%)	1,664 (29.6%)	1,497 (23.1%)	1,582 (23.1%)
車 上 ね ら い	610 (7.3%)	422 (5.4%)	283 (4.9%)	218 (3.9%)	296 (4.6%)	254 (3.7%)
住 宅 侵 入 窃 盗	568 (6.8%)	430 (5.5%)	326 (5.7%)	190 (3.4%)	264 (4.1%)	237 (3.5%)
性 犯 罪	157 (1.9%)	121 (1.6%)	71 (1.2%)	95 (1.7%)	100 (1.5%)	157 (2.3%)
オ ー ト バ イ 盗	445 (5.3%)	237 (3.1%)	137 (2.4%)	143 (2.5%)	123 (1.9%)	128 (1.9%)
部 品 ね ら い	167 (2.0%)	136 (1.8%)	113 (2.0%)	119 (2.1%)	88 (1.4%)	128 (1.9%)
強 盗	24 (0.3%)	19 (0.2%)	22 (0.4%)	20 (0.4%)	9 (0.1%)	20 (0.3%)
自 動 車 盗	33 (0.4%)	28 (0.4%)	24 (0.4%)	13 (0.2%)	17 (0.3%)	18 (0.3%)
自動販売機ねらい	73 (0.9%)	203 (2.6%)	44 (0.8%)	19 (0.3%)	8 (0.1%)	14 (0.2%)
ひ っ た く り	85 (1.0%)	35 (0.5%)	28 (0.5%)	14 (0.2%)	18 (0.3%)	11 (0.2%)
合 計	8,413	7,770	5,748	5,628	6,479	6,851

(注) 性犯罪…不同意わいせつ、不同意性交等

提供：福岡県警察

② 政令指定都市との比較

平成30年の人口千人当たりの市民生活に身近な犯罪の認知件数について、政令指定都市中「自転車盗」、「住宅侵入窃盗」、「オートバイ盗」、「性犯罪」、「ひったくり」の5つの罪種・手口が、ワースト5位以内に入っていましたが、令和5年には「自転車盗」以外の罪種・手口の人口千人当たりの認知件数が減少し、「自転車盗」及び「住宅侵入窃盗」以外は、ワースト5位以内から外れています。

〈図表9〉政令指定都市における人口千人当たりの市民生活に身近な犯罪の認知件数の比較

(平成30年)

(件)

罪種名 順位	自転車盗			住宅侵入窃盗			オートバイ盗			性犯罪			ひったくり		
	市名	件数	千人 当たり	市名	件数	千人 当たり	市名	件数	千人 当たり	市名	件数	千人 当たり	市名	件数	千人 当たり
1	大阪市	12,533	4.60	千葉市	399	0.41	堺市	298	0.36	大阪市	394	0.14	大阪市	229	0.08
2	福岡市	4,626	2.92	仙台市	420	0.39	神戸市	491	0.32	相模原市	73	0.10	千葉市	61	0.06
3	堺市	2,270	2.73	福岡市	568	0.36	福岡市	445	0.28	福岡市	157	0.10	福岡市	85	0.05
4	さいたま市	3,212	2.47	名古屋市	824	0.35	大阪市	747	0.27	千葉市	89	0.09	相模原市	36	0.05
5	京都市	3,337	2.27	北九州市	310	0.33	京都市	384	0.26	堺市	73	0.09	名古屋市	89	0.04

(令和5年)

(件)

罪種名 順位	自転車盗			住宅侵入窃盗			オートバイ盗			性犯罪			ひったくり		
	市名	件数	千人 当たり	市名	件数	千人 当たり	市名	件数	千人 当たり	市名	件数	千人 当たり	市名	件数	千人 当たり
1	大阪市	12,731	4.59	仙台市	303	0.28	相模原市	205	0.28	大阪市	578	0.21	大阪市	75	0.03
2	福岡市	4,302	2.62	北九州市	242	0.26	堺市	188	0.23	神戸市	202	0.13	堺市	12	0.01
3	名古屋市	5,373	2.31	相模原市	123	0.17	岡山市	153	0.21	仙台市	140	0.13	さいたま市	16	0.01
4	岡山市	1,488	2.08	名古屋市	350	0.15	大阪市	475	0.17	さいたま市	164	0.12	岡山市	8	0.01
5	千葉市	2,021	2.06	福岡市	237	0.14	横浜市	577	0.15	名古屋市	223	0.10	川崎市	17	0.01

(注) 福岡市順位について、オートバイ盗11位、性犯罪6位、ひったくり9位

③ 自転車盗

令和5年の認知件数は、令和元年水準に近づきつつあります。また、施錠の有無別の発生状況では、平成30年は施錠有の割合が54.2%、無施錠の割合が45.8%でしたが、無施錠の割合が年々高くなってきており、令和4年から50%を超える割合で推移しています。

〈図表10〉 施錠の有無別犯罪発生状況

(件)

区 分	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
施錠有 認知件数	2,508 (54.2%)	2,345 (52.9%)	1,644 (51.6%)	1,629 (52.0%)	1,905 (46.9%)	1,821 (42.3%)
無施錠 認知件数	2,118 (45.8%)	2,092 (47.1%)	1,540 (48.4%)	1,504 (48.0%)	2,154 (53.1%)	2,481 (57.7%)
合計	4,626	4,437	3,184	3,133	4,059	4,302

提供：福岡県警察

④ 住宅侵入窃盗

過去5年の認知件数の推移を見てみると、おおむね減少傾向にあります。令和5年の侵入手口別の発生状況をみると、無施錠が94件で、全体の39.7%を占めています。

〈図表11〉 住宅侵入窃盗の侵入手口別発生状況

(件)

区 分	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
無施錠	351 (61.8%)	166 (38.6%)	188 (57.7%)	72 (37.9%)	91 (34.5%)	94 (39.7%)
ガラス破り	96 (16.9%)	130 (30.2%)	48 (14.7%)	18 (9.5%)	74 (28.0%)	54 (22.8%)
その他	121 (21.3%)	134 (31.2%)	90 (27.6%)	100 (52.6%)	99 (37.5%)	89 (37.6%)
合計	568	430	326	190	264	237

提供：福岡県警察

【コラム】住まいの防犯対策

(1) 出入口の防犯対策

玄関の解錠等の手口としては、ピッキングなど鍵を対象に破壊や解錠を行うものと、こじ破りなどドア自体を破壊するものがあり、以下の様な対策があります。

- ① ワンドア・ツーロック: ひとつのドアにカギを2つ以上つける
- ② 補助鍵: 補助鍵は主鍵と離れた位置につける
- ③ ガードプレート: ドアとドア枠のすき間を保護し、こじ開けを防止
- ④ ドアボス: ドア外しを防ぐための金具で丁番側に取り付ける
- ⑤ ドアチェーン: ドアを全開させないための用心鎖
- ⑥ ドアスコープ: ドアを開けずに来訪者を確認するための広角レンズ

(2) 窓の防犯対策

一戸建て住宅では、窓ガラスを割って侵入される手口も多いです。窓ガラス割りの対策としては以下の様なものがあります。

- ① 合わせガラス: ガラスを割ることはできても、強靱な中間膜が貫通を防ぐため、侵入・盗難防止にも効果的
- ② 防犯フィルム: 室内側のガラスの全面に防犯フィルムを貼ることにより、合わせガラスのような強度を保つことが可能となる
- ③ 格子: アルミ面格子は、アルミサッシと一体になったものを選ぶ。
外付けのタイプは、ネジが簡単に外されないように、できるだけ長いネジを用い、下地にしっかり止めつけたり、ネジの頭をつぶし、接着剤などで固定。

(3) その他の防犯対策

出入口や窓自体の防犯性を高める以外に、犯罪者を近づけない対策として次の様な対策があります。

- ① センサーライト: 人が近づくとライトが点灯、もしくは点滅する
- ② 扉・窓センサー: 扉や窓が開くと大きなブザー音で侵入者に警告
- ③ ガラスセンサー: ガラスの破壊に伴う振動を感知し、大音量の警告音を鳴らす
- ④ 防犯カメラ・テレビモニター付きインターホン: 訪問者を撮影することで、侵入者を近づけない効果が期待

出典: 住まいづくりの手引き

「狙わせない!」「侵入させない!」 侵入防止の4原則

侵入防止の4原則を守っている建物は、侵入犯が「侵入しにくい」と判断し、侵入をあきらめます。

 時間 侵入に5分以上かかることを嫌がります! 侵入までに時間のかかる建物部品を設置しましょう。	 目 顔や姿を監視されることを嫌がります! 住民同士の連携、不審者への声掛けも大切です。	 光 周囲が明るく照らされることを嫌がります! 侵入しようとする際の緊張状態にあるときに、急にライトが当たるとひびきます。	 音 警報音等の大きな音を嫌がります! 庭や家のまわりに玉砂利(防犯砂利)を敷いたり、外に犬を飼うことも効果的です。
---	---	--	---

提供: NPO法人福岡県防犯設備士協会

⑤ 性犯罪

令和5年の場所別の発生状況では、住宅が59件で37.6%、道路上が31件で19.7%とあわせて50%を超える割合となっています。

また、被害者年齢別の発生状況では、20歳代が72件、45.9%と最も多い状況ですが、19歳以下も61件、38.8%と多くの割合を占めています。学職別の被害状況は、学生等が4割を超える割合を占めています。

〈図表12〉場所別発生状況（令和5年）

区 分	住宅	駐車場等	学校 (幼稚園等)	道路上	その他	合計
認 知 件 数 (件)	59	2	1	31	64	157
割 合	37.6%	1.3%	0.6%	19.7%	40.8%	

提供：福岡県警察

〈図表13〉被害者の年齢別発生状況（令和5年）

区 分	13歳未満	13～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳以上	合計
認 知 件 数 (件)	14	47	72	14	10	157
割 合	8.9%	29.9%	45.9%	8.9%	6.4%	

←61件(38.8%)→

提供：福岡県警察

〈図表14〉被害者の学職別発生状況（令和5年）

区 分	学生等					有職	無職	合計
	小学生以下	中学生	高校生	大学生	専修学校等			
認 知 件 数(件)	12	20	16	10	7	79	13	157
割 合	7.6%	12.7%	10.2%	6.4%	4.5%	50.3%	8.3%	

←65件(41.4%)→

提供：福岡県警察

〈参考〉被害者と被疑者の関係別検挙件数（全国）

強制性交等

強制わいせつ等

区 分	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
総 数 (件)	1,165	1,275	1,278	1,315	1,369
面 識 あ り	52.5%	53.6%	53.5%	56.0%	58.7%
面 識 な し	35.2%	31.0%	31.1%	28.4%	26.3%
親 族	12.3%	15.5%	15.4%	15.6%	15.0%

区 分	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
総 数 (件)	4,232	3,945	3,716	3,824	4,018
面 識 あ り	28.6%	31.9%	34.1%	35.0%	36.4%
面 識 な し	67.5%	63.4%	60.2%	58.0%	56.8%
親 族	3.8%	4.7%	5.7%	7.0%	6.8%

出典：令和5年版犯罪白書

(2) サイバー犯罪の状況

福岡県における令和5年に検挙されたサイバー犯罪(※)は513件です。

福岡市立小・中・高・特別支援学校の学校非公式サイト等への問題のある書き込みや画像について監視する「学校ネットパトロール」によると、学校区分別では、中学校が最も多くなっています。

(※) 不正アクセス禁止法違反、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪その他犯罪の実行に不可欠な手段として高度情報通信ネットワークを利用する犯罪

〈図表15〉福岡県におけるサイバー犯罪の検挙件数の推移

(件)

区 分	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
不正アクセス禁止法違反	5	14	42	42	46	51
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	12	1	4	8	7	17
その他サイバー犯罪	391	323	292	341	305	445
合 計	408	338	338	391	358	513

提供：福岡県警察

〈図表16〉「学校ネットパトロール」における報告件数

(件)

区 分	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
小 学 校	29	14	5	16	51	6
中 学 校	1,194	1,311	728	719	742	1,127
高 等 学 校	292	159	782	1,357	1,012	696
特 別 支 援 学 校	0	0	0	0	2	0
合 計	1,515	1,484	1,515	2,092	1,807	1,829

(3) 薬物事犯の検挙状況

令和5年の福岡市内の薬物事犯は369人が検挙されています。なお、近年は大麻による検挙人員が覚醒剤による検挙人員を上回っています。

〈図表17〉薬物事犯検挙人員の推移

(人)

区 分	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
覚 せ い 剤	214	194	202	158	133	141
大 麻	71	92	125	165	135	198
麻 薬	5	4	16	5	1	19
医薬品医療機器法	2	0	0	1	1	7
その他薬物	5	12	12	14	4	4
合 計	297	302	355	343	274	369

(注) 福岡市内に所在する警察署で検挙された人員

提供：福岡県警察

(4) 少年非行の状況

検挙・補導人員をみると、52.9%が窃盗犯で検挙されています。年齢別では13歳以下、16歳の順に割合が高く、学職別では高校生、中学生の順で多く、全体の52.2%を占めています。

〈図表18〉 刑法犯の検挙・補導人員（令和5年）

区 分	合 計	罪 種 別 内 訳					
		凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
検挙・補導人員(人)	437	19	83	231	7	13	84
割 合	-	4.3%	19.0%	52.9%	1.6%	3.0%	19.2%

（注）福岡市内に所在する警察署が検挙し、または補導した人員

提供：福岡県警察

〈図表19〉 年齢別の検挙・補導人員（令和5年）

区 分	13歳以下	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	合計
検挙・補導人員(人)	120	35	65	66	43	45	59	433
割 合	27.7%	8.1%	15.0%	15.2%	9.9%	10.4%	13.6%	

（注）福岡市内で検挙し、または補導した人員

提供：福岡県警察

〈図表20〉 学職別の検挙・補導人員（令和5年）

区 分	小学生	中学生	高校生	大学生	他学生	有職少年	無職少年	合計
検挙・補導人員(人)	78	102	124	19	20	62	28	433
割 合	18.0%	23.6%	28.6%	4.4%	4.6%	14.3%	6.5%	

（注）福岡市内で検挙し、または補導した人員

提供：福岡県警察

〈図表21〉 再犯者率（14歳以上の犯罪少年に占める再犯者の割合）（令和5年）

区 分	割合
県 合 計	26.6%
福 岡 市	24.7%

提供：福岡県警察

5 近年の特筆すべき犯罪情勢

(1) 特殊詐欺等の状況

福岡市における特殊詐欺の被害件数は、令和元年から年々増加しており、令和5年の被害額については、統計史上最高額を記録している状況です。高齢者の被害は全体の70%を占めており、特に女性高齢者が多い傾向があります。

また、SNS型投資詐欺、SNS型ロマンス詐欺については、令和5年下半期から被害が急増しており、令和6年1月から3月までに、全国では認知件数2,303件、被害額約280億円、福岡県においても認知件数144件、被害額約16億円と被害が拡大しており、深刻な状況となっています。

〈図表22〉特殊詐欺の認知件数と被害額

区 分		H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
福岡市	認知件数(件)	143	86	93	129	163	172
	被害額(万円)	26,587	27,214	19,388	26,600	45,903	69,881
福岡県	認知件数(件)	359	279	201	329	368	576
	被害額(万円)	66,745	67,754	38,854	76,460	92,283	133,149

提供：福岡県警察

〈図表23〉特殊詐欺の被害状況（令和5年）

区 分	男性	高齢者 (65歳以上)		女性	高齢者 (65歳以上)		合計	高齢者 (65歳以上)	
		高齢者の割合			高齢者の割合			高齢者の割合	
認知件数(件)	56	34	60.7%	116	87	75.0%	172	121	70.3%

提供：福岡県警察

〈図表24〉福岡市内の特殊詐欺被害阻止状況

区 分	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
阻止件数(件)	181	106	100	201	171	214
阻止額(万円)	11,833	4,102	988	6,173	2,128	8,506
認知件数(件)	143	86	93	129	163	172
被害額(万円)	26,587	27,214	19,388	26,600	45,903	69,881

提供：福岡県警察

〈特殊詐欺の分類〉

手口	内容
オレオレ詐欺	親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取るもの
預貯金詐欺	親族、警察官、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続きが必要であるなどの名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取るもの
架空料金請求詐欺	未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし金銭等をだまし取るもの
還付金詐欺	税金の還付等に必要の手続きを装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得るもの
融資保証金詐欺	実際には融資していないにもかかわらず、融資を申し込んできた者に対し、保証金等の名目で金銭等をだまし取るもの
金融商品詐欺	架空又は価値の乏しい未公開株、社債等の有価証券、外国通貨、高価な物品等に関する虚偽の情報を提供し、購入すれば利益が得られるものと誤信させ、その購入名目等で金銭等をだまし取るもの
ギャンブル詐欺	不特定多数の者が購入する雑誌に「パチンコ打ち子募集」等と掲載したり、不特定多数の者に対して同内容のメールをするなどし、これに応じて会員登録等を申し込んできた被害者に対してパチンコ攻略法等の虚偽の情報を提供するなどした上で、会員登録料や情報料等の名目で金銭等をだまし取るもの
交際あっせん詐欺	不特定多数の者が購入する雑誌に「女性紹介」等と掲載したり、不特定多数の者に対して同内容のメールを送信するなど、これに応じて女性の紹介等を求めてきた被害者に対して会員登録料金や保証金等の名目で金銭等をだまし取るもの
キャッシュカード詐欺盗	警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、同キャッシュカード等を窃取するもの
その他の特殊詐欺	上記のいずれの類型にも該当しない特殊詐欺

〈SNS型投資詐欺・SNS型ロマンス詐欺の分類〉

手口	内容
SNS型投資詐欺	相手方が、主としてSNSその他の非対面での欺もう行為により投資を勧め、投資名目で金銭等をだまし取るもの
SNS型ロマンス詐欺	相手方が、SNSその他の非対面での連絡手段を用いて被害者と複数回やり取りすることで恋愛感情や親近感を抱かせ、金銭等をだまし取るもの

出典：警察庁ホームページ

(2) 匿名・流動型犯罪グループの特徴

匿名・流動型犯罪グループは、中核的人物が、自らに捜査が及ぶことのないようにするため、匿名性の高い通信手段を使用して実行犯への指示をするなど、各種犯罪により得た収益を吸い上げる中核部分は匿名化される一方、犯罪の実行者は、SNSでその都度募集され、検挙されても新たな者が募集されるなど流動化しているという特徴がみられます。

また、特殊詐欺をはじめ、組織的な強盗や窃盗、違法なスカウト行為、悪質なりフォーム業、薬物密売等の様々な犯罪を敢行し、その収益を有力な資金源としているほか、犯罪によって獲得した資金を風俗営業等の新たな資金獲得活動に充てるなど、その収益を還流させながら、組織の中核部分が利益を得ている構造がみられます。

出典：令和6年警察白書

【コラム】 ～犯罪実行者募集情報の特徴～

犯人グループが SNS 等を通じて実行犯を募集する、いわゆる闇バイトに応募した若者等による犯罪が問題となっています。

犯罪実行者の募集は、通常のアルバイト募集のように見えても、以下のような特徴があります。

➤ **使用されたSNS**

大部分がX(旧 Twitter)

➤ **報酬額**

高額であることを強調する文言が多い(「高収入」「日給5万円から」等)

➤ **報酬支払い**

即日に支払われることを強調する文言が多い(「即日払い」「即日即金」「お金配りますよ」等)

➤ **業務内容**

人又は物の運搬や荷物の受取りなど簡単な仕事であることを強調する文言が多い(「運びの仕事」「ドライバー」「送迎」「書類運搬」「荷物を運ぶ仕事」等)

➤ **業務の性質**

違法ではないことや、楽で簡単な仕事であることを強調する文言が使われることもある(「ホワイト案件」「ホワイトバイト」「簡単」等)

➤ **募集条件**

即座に参加できること(「本日稼働可能」等)、また運搬等の業務に対応できること(「要普通免許」等)を条件としている場合もある

➤ **通信手段**

Xでのやりとりから、匿名性の高いアプリ(シグナル)に誘導されることが多い

出典：福岡県警察ホームページ

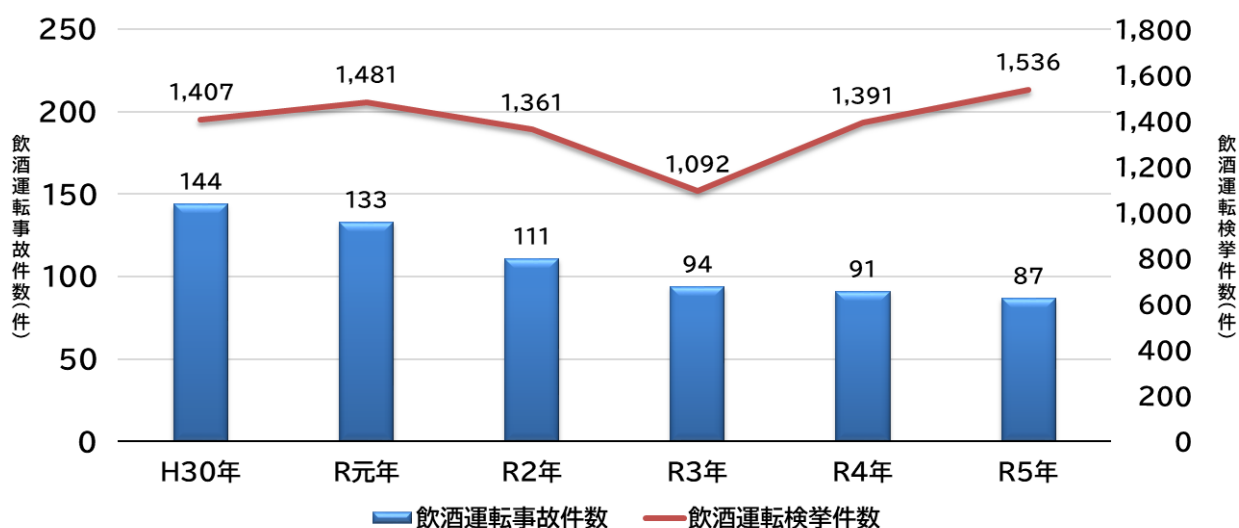
(3) 飲酒運転の撲滅

平成18年8月に海の中道大橋において発生し、3名の幼児が犠牲となった飲酒運転による交通事故を契機として、市民の飲酒運転撲滅に向けた気運が高まり、地域や市民団体、NPO、事業者、行政、警察などの関係機関・団体により、飲酒運転撲滅大会の開催を始めとして様々な飲酒運転撲滅の取組みが行われてきました。

また、平成19年には、刑法改正による自動車運転過失致死傷罪新設や、道路交通法改正による飲酒運転者への罰則強化、酒類提供者などの飲酒運転周辺者に対する罰則の新設が図られるなど、飲酒運転に関する厳罰化が図られた結果、市内の飲酒運転による交通事故は大幅に減少するに至りましたが、近年の飲酒運転による検挙件数は、令和4年から増加傾向に転じており、飲酒運転の撲滅(ゼロ)には未だに至っておりません。

出典：第11次福岡市交通安全計画

〈図表25〉福岡県内の飲酒運転事故、検挙件数



提供：福岡県警察

第3章 取組の目標と具体的な取組み

1 プランの策定の考え方

(1) 目指す姿

犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現を目指します。

(2) 基本目標

以下の3つの基本目標を掲げ、市民、地域団体、事業者や警察等関係団体と連携を図り、防犯施策を推進していきます。

基本目標Ⅰ 防犯意識の高いひと・地域づくり
基本目標Ⅱ 防犯力の高い地域づくり
基本目標Ⅲ 防犯環境に配慮したまちづくり

(3) 策定にあたっての視点

条例の基本理念及び近年の犯罪情勢を踏まえ、以下の視点を反映させた取組みを盛り込みます。

①SNS等を用いた新たな犯罪手法への対応
②若者や高齢者をターゲットとした防犯施策の推進
③市民生活に身近な犯罪の未然防止

2 プランの成果指標

防犯推進プランでは、犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現を目指し、計画の進行管理として、次のとおり成果指標を掲げ、その達成状況を毎年公表します。

指標の内容	年	現状値	最終目標値
		令和5年 (2023年)	令和11年 (2029年)
刑法犯認知件数		12,681件	9,000件
特殊詐欺認知件数		172件	100件

3 プラン体系

防犯推進プランでは、防犯上の基本目標ごとに施策の基本事項を整理し、以下の通り主な取組みを規定します。

★：新規事業、☆拡充事業/太字：重点事業

基本目標	施策の基本事項	No.	主な取組み
Ⅰ 防犯意識の高いひと・地域づくり	①多様な広報・啓発	1	多様な手法・媒体を活用した広報啓発
	②防犯上配慮を要する者に対する啓発活動の推進	2	関係機関と連携した広報啓発
		3	モラル・マナーの意識向上に関する啓発活動等
	③少年の規範意識の向上等	4	飲酒運転の撲滅に向けた啓発活動等の実施
		5	性犯罪防止の広報啓発の推進
Ⅱ 防犯力の高い地域づくり	④情勢や地域の特性を踏まえた取組みの推進	6	高齢者犯罪被害予防の広報啓発の推進
		7	子どもの防犯意識の向上
	①地域防犯活動の支援	8	少年の健全育成のための取組み
		9	道徳教育等の推進
Ⅲ 防犯環境に配慮したまちづくり	②子どもを見守る取組みの強化	10	非行を起こした少年等の立ち直りの支援
		11	☆特殊詐欺等被害防止の啓発
	③関係機関との連携強化	12	★犯罪への関与防止に向けた取組み
		13	☆自転車盗被害防止に向けた取組み
		14	薬物乱用防止に関する広報啓発等の実施
		15	犯罪被害者支援に関する取組み
		16	地域の防犯パトロールに対する支援
		17	☆街頭防犯カメラの設置に対する助成
		18	防犯灯の設置等に対する助成
		19	自治協議会等による防犯活動の推進
		20	登下校時の安全確保
		21	子ども見守り事業
		22	有害環境の浄化
		23	市民・警察等と連携した犯罪抑止対策の推進
		24	再犯防止の推進に向けた取組み
		25	「防犯環境設計指針」の広報啓発
		26	道路における防犯性の向上
		27	公園における防犯性の向上
		28	自動車駐車場及び自転車駐輪場の防犯性の向上
		29	住宅等における防犯性の向上
		30	学校等における防犯性の向上
		31	★地下鉄駅構内及び車両内の安全対策

4 取組目標

犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現に向けて、基本目標毎の取組目標を設定します。

区分	項目	現状値	目標値
【基本目標Ⅰ】 防犯意識の高いひと・ 地域づくり	防犯に関する出前講座 の参加人数	5,079人 (令和5年度)	8,000人 (令和11年度)
	無施錠による自転車盗 認知件数	2,481件 (令和5年)	1,500件 (令和11年)
【基本目標Ⅱ】 防犯力の高い地域 づくり	街頭防犯カメラ設置補 助金活用団体数(累計)	395団体 (令和5年度)	650団体 (令和11年度)
【基本目標Ⅲ】 防犯環境に配慮した まちづくり	無施錠による住宅侵入 窃盗認知件数	94件 (令和5年)	70件 (令和11年)
	地下鉄車両内における リアルタイム防犯カメラ の設置車両数(累計)	0車両 (令和5年度)	244車両 (令和9年度)

5 具体的な取組み

目標Ⅰ 防犯意識の高いひと・地域づくり

施策① 多様な広報・啓発

関係機関と連携し、より効果的な広報・啓発を行うことにより、市民の防犯意識の向上に取り組めます。さらに、モラル・マナーの向上や飲酒運転の撲滅に関する広報啓発を行い、市民の規範意識の醸成を図ります。

【主な取組み】

1	多様な手法・媒体を活用した広報啓発
取組み内容	市政だよりやホームページ、SNSなど様々な媒体を活用した防犯啓発や地域防犯活動の取組み紹介など市民の防犯意識の向上を図るための広報啓発を行うとともに、地域、警察、事業者等と連携し、効果的な広報に努めます。 また、毎年8月を「福岡市防犯強化月間」と定め、市民が防犯について考え行動する機会を提供します。
関係局	市民局、区役所

2	関係機関と連携した広報啓発
取組み内容	地域における犯罪情報や不審者情報などについて、警察が発信する「ふっけい安心メール」の情報を「福岡市LINE公式アカウント」より配信し、市民への即時的な情報提供を行います。 また、防犯緊急事案が発生した場合には、関係機関と連携し、地域への迅速な情報提供に努めます。
関係局	市民局、区役所

3	モラル・マナーの意識向上に関する啓発活動等
取組み内容	ルールが守られ、人にやさしい安全なまちづくりを推進するため、市民・地域団体・NPO・事業者と連携し、それぞれの責務を自覚し相互に協力しながら市民のモラル・マナー向上に向けた広報啓発を実施します。 また、警察や地域などの関係団体と連携し、自転車の安全利用・放置自転車対策の推進、路上喫煙対策、不法投棄防止などの取り組みも行い、地域の安全性を高めます。 さらに、繁華街では犯罪未然防止のため、パトロール活動などを実施し、悪質な客引き行為の根絶に向けた対策も講じます。
関係局	市民局、保健医療局、環境局、農林水産局、住宅都市みどり局、道路下水道局、区役所、交通局

4	飲酒運転の撲滅に向けた啓発活動等の実施
取組み内容	地域や市民団体、NPO、事業者、行政、警察などと連携し、各種キャンペーンの実施や様々な媒体を活用した広報啓発を行うことなどにより、飲酒運転撲滅の気運を一層高め、飲酒運転の撲滅(ゼロ)を目指します。
関係局	市民局、区役所

施策② 防犯上配慮を要する者に対する啓発活動の推進

子どもや高齢者など防犯上の配慮を要する者の犯罪被害防止には、各々の視点を取り入れた情報の提供や、対象者に届くより効果的な啓発を行い、防犯意識の向上を図ります。

【主な取組み】

5	性犯罪防止の広報啓発の推進
取組み内容	犯罪が発生しにくい社会環境を構築し、子ども・女性の犯罪被害撲滅を図ることを目的に事業者及び関係機関・団体が連携した組織「子ども・女性安全安心ネットワークふくおか」(通称コスモスネットワーク)と連携し、子ども、女性を性犯罪の被害から守るための広報啓発を行います。 また、警察OB職員が、性犯罪対策に関する出前講座を行うことで、市民の防犯意識の向上を図ります。 さらに被害に遭う割合が高い学生に対し、「新大学生防犯強化月間(4月～5月)」にて、大学等と連携し、特に新入生等を対象に集中的に広報啓発を行います。
関係局	市民局
6	高齢者犯罪被害予防の広報啓発の推進
取組み内容	警察と連携し地域包括支援センターや民生委員に対して、高齢者が犯罪に巻き込まれないよう情報提供を行い、防犯意識の向上を図ります。 また、警察OB職員が、高齢者犯罪被害防止に関する出前講座を行うことで、市民の防犯意識の向上を図ります。
関係局	市民局、福祉局
7	子どもの防犯意識の向上
取組み内容	インターネットや携帯電話などを介した児童生徒の犯罪被害を未然に防ぐため、正しい利用法の指導や保護者への啓発を推進していきます。 また、警察OB職員が、子どもの防犯意識の向上に関する出前講座を行うことで、市民の防犯意識の向上を図るとともに、学校が作成する安全マップに地域の「こども110番の家」を記載するなど、子どもや保護者に対し周知を図り、防犯意識の向上を図ります。
関係局	市民局、教育委員会

施策③ 少年の規範意識の向上等

(1)少年の健全育成・規範意識の向上等のための取組み

地域団体等と連携した少年の非行防止活動や居場所づくり活動、少年の健全育成のための啓発活動などにより、少年が非行や犯罪を起こさないように少年の健全育成・規範意識を向上させる取組みを行います。

(2)非行を起こした少年等の立ち直りの支援

関係機関と連携し、農業体験などを通じて、非行を起こした少年等の立ち直り支援にも取り組んでいきます。

【主な取組み】

8	少年の健全育成のための取組み
取組み内容	毎年7月を「福岡市青少年の非行・被害防止強調月間」と定め、青少年の犯罪被害防止等に関する広報・啓発を行うとともに、毎年11月を「福岡市子ども・若者育成支援強調月間」と定め、子ども・若者が主体的に活動していくことができるような広報啓発を行います。 また、中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り自由な時間を過ごすことができるような、地域における居場所づくりの支援を行います。
関係局	こども未来局
9	道徳教育等の推進
取組み内容	小・中学校において、地域行事やボランティア活動などの体験活動を通して、児童生徒の思いやりの心などを高めるような道徳教育を行います。 また、子ども達のモラル・マナーや防犯意識の向上を図るため小・中学生により構成された防犯組織の活動を支援します。
関係局	市民局、教育委員会
10	非行を起こした少年等の立ち直りの支援
取組み内容	ひきこもりや非行など困難な状況にある子ども・若者の立ち直り支援や、就労に向けた一歩を踏み出す機会の創出のため、若者の支援団体等と共働で若者に農作業等を体験する場を提供します。
関係局	こども未来局

施策④ 情勢や地域の特性を踏まえた取組みの推進

社会情勢や地域の特性を十分に把握した上で、犯罪に関するデータをもとに傾向等を分析し、地域団体や事業者等との連携を図りながら、効果的な防犯施策に取り組むとともに犯罪被害者に寄り添った支援にも取り組んでいきます。

【主な取組み】

11	特殊詐欺等被害防止の啓発
取組み内容	市政だより、市ホームページ、SNS等での注意喚起、啓発などを行うとともに、固定電話の特殊詐欺対策サービス、迷惑電話防止機能付電話機の普及促進を図ってまいります。 また、地域、警察、事業者等と連携し、市民に対する啓発に努め、特殊詐欺等被害の未然防止に取り組めます。
関係局	市民局
12	犯罪への関与防止に向けた取組み
取組み内容	市民が意図せず犯罪に関与することのないよう、闇バイトをはじめとする犯罪の危険性等について、関係機関とも連携して、様々な機会や広報媒体を活用した広報啓発を行います。
関係局	市民局
13	自転車盗被害防止に向けた取組み
取組み内容	大学等と連携した学生への集中的な広報啓発を行うとともに、街頭キャンペーン等のイベントの機会を通じて、広報啓発を行います。
関係局	市民局
14	薬物乱用防止に関する広報啓発等の実施
取組み内容	薬剤師会、県警、大学など、関係機関の代表者を委員とする福岡市薬物乱用防止対策推進協議会を開催し、連携を図りながら薬物乱用防止に関する啓発活動等を行います。 また、「新大学生防犯強化月間(4月～5月)」にて、大学等と連携し、特に新入生等を対象に集中的に広報啓発を行うとともに、各小・中・高等学校においても、薬物乱用防止教育の充実を図ります。
関係局	市民局、こども未来局、保健医療局、教育委員会
15	犯罪被害者支援に関する取組み
取組み内容	犯罪被害者等の総合相談窓口である「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」において、専門の相談員による電話や面接による相談、支援制度や専門機関の紹介、病院、警察署、裁判所への付き添いなど、犯罪被害者等に寄り添った支援を実施するとともに、性暴力被害者については、性暴力被害者支援センター・ふくおかにおいて、24時間相談対応や病院・警察署などへの付き添いなど被害者に寄り添った総合的な支援を実施して行きます。
関係局	市民局

目標Ⅱ 防犯力の高い地域づくり

施策① 地域防犯活動の支援

地域防犯パトロールカーに対する支援など、地域の防犯活動の継続を支援していくとともに、街頭防犯カメラの設置促進などによって、地域の防犯活動を補完していきます。

【主な取組み】

16	地域の防犯パトロールに対する支援
取組み内容	自治協議会等に対する庁用軽自動車の無償譲渡や、地域防犯パトロールカーに対するガソリン代、車検費用等を助成することにより、地域におけるパトロール活動の促進を図ります。
関係局	市民局

17	街頭防犯カメラの設置に対する助成
取組み内容	街頭防犯カメラは犯罪の抑止効果や犯罪発生時における犯人の特定及び検挙に効果があることから自治会・町内会等による設置に対して助成を行うことで、防犯環境に配慮したまちづくりの推進を図ります。
関係局	市民局

18	防犯灯の設置等に対する助成
取組み内容	道路上における各種犯罪を防止するため、自治会・町内会等による防犯灯の設置・取替及び維持管理に要する費用に対して助成を行い、防犯環境に配慮したまちづくりの推進を図ります。
関係局	道路下水道局

19	自治協議会等による防犯活動の推進
取組み内容	自治協議会等による安全安心マップの作成を支援し、市民が校区内における危険箇所を認識するなど市民の防犯意識を高めるとともに、地域におけるパトロール活動に活用するなど防犯活動の促進を図ります。 また、警固公園安全安心センターを犯罪の多い天神地区における安全安心まちづくり活動を支援する地域の防犯活動拠点として、利用を促進します。
関係局	市民局、区役所

施策② 子どもを見守る取組みの強化

少年愛護パトロール員による地域巡回や青少年を見守る店など、地域団体、事業者等と連携した少年の非行防止活動を行うとともに、IoTを活用した子ども見守りサービスやスクールガードによる学校や通学路の巡回・警備を行うことにより、防犯対策に取り組みます。

【主な取組み】

20	登下校時の安全確保
取組み内容	保護者や地域と連携し、学校や通学路の巡回・見守りを行うスクールガードを募り、地域ぐるみで防犯に取り組む体制を整備するとともに、通学路交通安全対策プログラムに基づき、交通・防犯の視点での危険箇所の点検・改善を行い、登下校時の安全確保を図ります。 また、スクールガード・リーダーが学校を巡回し、教職員やスクールガードの指導や専門的視点からの安全点検等を実施します。 さらに保護者や地域の方の参画、協働による取組みとして防犯・安全教室を行います。
関係局	教育委員会
21	子ども見守り事業
取組み内容	保護者、地域住民、企業等の協力のもと、IoTを活用した子どもの見守りのネットワークを構築し、社会全体で子どもの見守りを強化するとともに、新1年生に対し防犯ブザーの配布を行うなど子どもの防犯意識の向上を図ります。
関係局	市民局、教育委員会
22	有害環境の浄化
取組み内容	少年愛護パトロール員によるパトロール活動の実施や、小・中学生が利用する機会の多い店舗を「青少年を見守る店」として指定することなどにより、青少年の見守り活動を促進します。 また、店舗における有害図書類に関する指導などの立ち入り調査や、旅館等・カラオケボックスの設置についての必要な指導及び勧告などを行います。
関係局	こども未来局

施策③ 関係機関との連携強化

地域団体や事業者、学校、警察などの関係機関との連携を強め、実効性のある取組みを進めていきます。
また、再犯防止推進のため保護観察所や矯正管区などの関係機関と連携を図ってまいります。

【主な取組み】

23	市民・警察等と連携した犯罪抑止対策の推進
取組み内容	各区役所において、それぞれの区の実情に応じ、地域や警察、防犯団体等と連携を図りながら、地域防犯活動に関する研修会の実施や連絡協議会の運営などの取組みを行います。 また、博多駅や天神・大名周辺における悪質な客引き行為等の根絶に向け、地元協議会や警察と協力して合同パトロールを実施するなど各種対策を行います。
関係局	市民局、区役所

24	再犯防止の推進に向けた取組み
取組み内容	保護観察所や矯正管区などの関係機関と連携を図り、再犯防止推進計画に基づいた取組みを行います。
関係局	市民局

目標Ⅲ 防犯環境に配慮したまちづくり

施策① 道路等・住宅・学校等の防犯性向上

福岡市では、道路、公園、駐輪場・駐車場、住宅、学校等について、防犯に配慮した環境整備を推進するため、構造、設備等に関する「防犯環境設計指針」を策定しています。

この指針を踏まえ、本市の公共施設等の整備及び管理に努めるとともに、市民や事業者等に対しても本指針の活用について、一層の周知を図ることにより、防犯環境に配慮したまちづくりを推進していきます。

【主な取組み】

25	「防犯環境設計指針」の広報啓発
取組み内容	道路、公園、駐輪場・駐車場、住宅、学校等の構造、設備等について犯罪の防止に配慮した事項を示した「防犯環境設計指針」について、市民や事業者へ広報啓発を行い、道路等における効果的な防犯環境の形成促進を図ります。
関係局	市民局、こども未来局、住宅都市みどり局、道路下水道局、教育委員会
26	道路における防犯性の向上
取組み内容	道路構造、沿道状況、交通安全等を勘案して、必要に応じ歩行者と車両の分離を行うことや、「防犯灯の設置等に対する助成」等により道路上の照度を確保することなど犯罪の防止に配慮した道路の整備及び管理に努めます。
関係局	道路下水道局
27	公園における防犯性の向上
取組み内容	樹種の選定、配置、剪定等により周囲からの見通しを確保することや、夜間の通行又は利用が想定される場所における必要な照度を確保することなど犯罪の防止に配慮した公園の整備及び管理に努めます。
関係局	住宅都市みどり局、港湾空港局
28	自動車駐車場及び自転車駐輪場の防犯性の向上
取組み内容	格子又はメッシュ状の柵による周囲からの区分などにより、周囲からの見通しの確保や犯罪企図者の接近の抑止を図ることなど犯罪の防止に配慮した自動車駐車場及び自転車駐車場の施設整備及び管理に努めるとともに、利用者等に対する車両等の施錠、貴重品の放置防止等の注意喚起に努めます。
関係局	市民局、道路下水道局

29	住宅等における防犯性の向上
取組み内容	「住まいづくりの手引き」等、住まいに関する情報手引きなどに防犯対策について記載するとともに、関係団体と連携し、防犯に効果的な事例の紹介等を行います。 また、NPO法人福岡県防犯設備士協会が認定した防犯性の高いセキュリティ・マンション・アパートやセキュリティ・ホームなど防犯性の高い建物の普及に向けた広報啓発に努めます。
関係局	市民局、住宅都市みどり局

30	学校等における防犯性の向上
取組み内容	柵等による敷地の区分、防犯カメラの設置などにより、領域性の強化や犯罪企図者の接近の抑制を図ることや、通報システムの設置により緊急時の連絡の迅速化を図ることなど犯罪の防止に配慮した学校等の整備及び管理に努めます。
関係局	こども未来局、教育委員会

31	地下鉄駅構内及び車両内の安全対策
取組み内容	駅係員及び警察OB職員等による駅構内・列車内の巡回、車内防犯カメラの計画的な設置、痴漢・盗撮行為に対する注意喚起放送及び福岡県警察作成の防犯ポスターの掲示等により、犯罪の未然防止や犯罪発生時の対応能力の向上に努めます。 また、県警察と連携した合同訓練やキャンペーンを実施し、緊急時における迅速かつ的確な対応や効果的な広報に努めます。
関係局	交通局

參考資料

福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例

平成 25 年 12 月 26 日

条例第 65 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現に関し、基本理念を定め、市民、地域団体及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、より多くの市民等の参加又は参画を得た地域防犯活動の活性化を図り、もって市民生活の安全の確保及び市民の安心感の醸成に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 地域団体 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体及び地域における犯罪のない安全で住みよいまちづくり（以下「防犯のまちづくり」という。）に関する活動（以下「地域防犯活動」という。）を行う N P O、ボランティア団体その他の団体をいう。
- (3) 事業者 事業を行う法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。
- (4) 関係機関 防犯のまちづくりに関する施策（以下「防犯施策」という。）を実施する国及び地方公共団体の機関をいう。
- (5) 学校等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する幼稚園、小学校、中学校及び高等学校並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設その他これらに類するものをいう。
- (6) 少年 少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する少年をいう。

(基本理念)

第 3 条 防犯のまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき行うものとする。

- (1) 市民、地域団体及び事業者（以下「市民等」という。）は、自らの安全は自らで守り、地域の安全は地域で守るという防犯意識のもとに、地域防犯活動に主体的に取り組み、地域社会の絆の強化を図ること。
- (2) 市は、関係機関との連携のもと、市民等が行う地域防犯活動の促進を始めとした防犯施策を推進すること。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、防犯のまちづくりについて理解を深め、日常生活において、自らの安全を確保するとともに、地域防犯活動に参加するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第 5 条 地域団体は、市民の防犯意識の高揚に努める等地域防犯活動に積極的に取り

組むとともに、当該地域における地域社会の絆の強化を図るよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、その事業を行うに当たっては、従業員及び顧客等が犯罪の被害を受けないようにするための措置を講じるとともに、地域社会を構成する一員として地域防犯活動を推進するよう努めるものとする。

（市の責務）

第7条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、市民等及び関係機関との連携のもと、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための体制を整備し、防犯施策を実施するものとする。

（推進本部）

第8条 市は、市民等及び関係機関との連携のもと、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置するものとする。

（推進計画）

第9条 推進本部は、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進本部は、推進計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民等の意見を聴くとともに、当該推進計画の策定等について公表するものとする。

3 推進本部は、推進計画に基づく防犯のまちづくりの進捗状況を管理し、当該進捗状況を公表するものとする。

（広報及び啓発）

第10条 市は、市民が防犯のまちづくりについて理解を深め、並びに地域団体及び事業者が行う地域防犯活動の積極的な取組みを促進するため、広報及び啓発を行うものとする。

（地域防犯活動の支援）

第11条 市は、市民等が地域の実情及び特性に応じた地域防犯活動に取り組むことができるよう、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

（防犯上の配慮を要する者の安全の確保）

第12条 市は、市民等及び関係機関との連携のもと、子ども、高齢者その他特に防犯上の配慮を要する者が犯罪の被害を受けないようにするための情報の提供、啓発その他必要な措置を講じるものとする。

（サイバー空間における安全の確保）

第13条 市は、学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校等設置管理者」という。）及び事業者並びに関係機関との緊密な連携のもと、児童及び生徒に対する情報モラル教育（情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方及び態度を身に

付けさせる教育をいう。)を行うとともに、市民がサイバー空間(情報通信技術を用いて情報がやりとりされるインターネットその他の仮想的な空間をいう。)を利用して行われる犯罪の被害を受けないようにするための広報及び啓発を行うものとする。

(地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進)

第14条 市は、市民等及び関係機関との連携のもと、地域の実情及び特性を踏まえ、当該地域に必要な防犯施策を推進するものとする。

(少年の規範意識の向上等)

第15条 市は、少年の非行を生まない社会の実現に向け、学校等設置管理者、少年の保護者を始めとした市民及び地域団体並びに関係機関との緊密な連携のもと、少年の規範意識の向上及び非行の防止を図るための措置を講じるものとする。

(非行を起こした少年の立ち直りの支援)

第16条 市は、学校等設置管理者、少年の保護者を始めとした市民及び地域団体並びに関係機関との緊密な連携のもと、非行を起こした少年の立ち直りについて支援するものとする。

(道路等における犯罪の防止)

第17条 市長は、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場(以下「道路等」という。)について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針を踏まえ必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(住宅における犯罪の防止)

第18条 市長は、住宅(共同住宅を含む。以下同じ。)について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 住宅の建築主、住宅を設計し、建築し、又は供給する事業者及び住宅を所有し、又は管理する者(以下「建築主等」という。)は、前項の指針を踏まえ必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3 市は、建築主等に対し、当該住宅の防犯性の向上のための情報の提供その他必要な措置を講じるものとする。

(学校等における犯罪の防止)

第19条 市長及び教育委員会は、共同して、学校等における乳児、幼児、児童及び生徒が犯罪による被害を受けないようにするための学校等の施設の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 学校等設置管理者は、前項の指針を踏まえ必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(指針の公表)

第 20 条 市長及び教育委員会は、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項及び前条第 1 項の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条の規定は、公布の日から施行する。

(人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例の一部改正)

- 2 人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例（平成 14 年福岡市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「ほか」の次に「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例（平成 25 年福岡市条例第 65 号）」を加える。

「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部」設置要綱

(設置及び目的)

第1条 福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例（平成 25 年福岡市条例第 65 号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、市民、地域団体、事業者及び関係機関との連携のもと、福岡市における犯罪のない安全で住みよいまちづくり（以下「防犯のまちづくり」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第9条の規定に基づく防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）の策定及び変更、並びに進捗状況の管理等に関すること。
- (2) その他、前条の目的達成のため、本部長が必要と認める事業に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長および委員をもって構成する。

- 2 本部長は、福岡市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、福岡市議会議長、自治協議会会長代表、福岡県警察本部生活安全部長、及び福岡市副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

- 2 本部長に事故ある時は、あらかじめその指名する副本部長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長はその議長となる。

- 2 本部長が必要と認めるときは、委員以外のものに会議への出席を求めることができる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議事を決することができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部の円滑な運営を図るために必要な事項について調査協議する。
- 3 幹事会には幹事長、副幹事長及び幹事を置く。
- 4 幹事長は市民局生活安全部長をもって充てる。
- 5 副幹事長は福岡県警察本部犯罪抑止対策室長をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

- 7 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長はその議長となる。
- 8 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外のものに会議への出席を求めることができる。
- 9 幹事会の会議は幹事の半数以上が出席しなければ、会議を開き議事を決することができない。
- 10 会議の議事は、出席幹事の過半数で決し、可否同数の時は、幹事長の決するところによる。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局は、市民局生活安全部に置く。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月 3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年７月１日から施行する。

※別表第１及び第２については記載省略

犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例（平成25年福岡市条例第65号）第17条第1項の規定に基づき、道路（注1）、公園（注2）、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）の整備及び管理に当たり防犯上配慮すべき事項を示すことにより、道路等における犯罪の防止を図ることを目的とする。

2 防犯の基本原則

道路等で発生する犯罪を防止するため、次の基本原則に基づき防犯性の向上について配慮し、道路等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

(1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）

多くの人の目（視線）を自然な形で確保することにより、犯罪企図者（注3）が近づきにくい環境を確保する。

(2) まちに対する住民等の帰属意識・共同意識の向上（領域性の強化）

住民等が「我々のまち」であるという強い意識を持ち、強固なコミュニティを形成し、施設等の維持管理や防犯活動を活発化するように配慮し、犯罪の起きにくい領域を確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の抑止（接近の制御）

犯罪企図者が被害対象者・対象物に接近することを妨げることにより、犯罪の機会を減少させる。

3 基本的な考え方

(1) 指針の適用

この指針は、道路等を設置し、又は管理する者に対し、道路等の整備及び管理に当たり防犯上配慮すべき事項を示し、住民による維持管理や防犯活動を踏まえた取組を促すものである。

指針の適用に当たっては、関係法令を遵守のうえ、犯罪の発生状況、計画上の制約、管理体制の整備状況、施設の利用状況、住民の要望等に配慮するものとし、全ての場合において一律に適用するものではない。

(2) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 配慮すべき事項

1 道路の構造、設備等

(1) 歩行者と車両の分離

道路の整備に当たっては、道路構造、沿道状況、交通安全の観点等を勘案して、必要に応じ、縁石等により歩行者と車両を分離すること。

(2) 照明設備

ア 道路構造、沿道状況等を勘案するとともに、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、夜間において人の行動を視認できるおおむね3ルクス以上の平均水平面照度（注4）を確保すること。

イ 照明設備が樹木に覆われ、又は汚損して照度が低下することがないように、適宜点検すること。

(3) 地下道等

ア 外部からの見通しの悪い地下道等は、照明設備により、通行人等の安全を確保するために必要な照度（注5）を確保するとともに、必要に応じ防犯ベル（注6）、防犯カメラ（注7）等の防犯設備の設置について配慮すること。

イ 地下道等に設置した防犯設備については、地域住民等と連携し、通報訓練等を通じて、定期的に点検し、適切な整備を行うこと。ただし、当該防犯設備の設置・管理者が地下道等の管理者と異なる場合は、当該防犯設備の設置・管理者が管理することとする。

2 公園の構造、設備等

(1) 植栽

樹種の選定、配置、剪定等により、周囲からの見通しを確保すること。

(2) 遊具等

遊具その他の公園施設については、周囲からの見通しが確保できる位置に配置すること。

(3) 照明設備

ア 夜間の通行又は利用が想定される場所においては人の行動を視認できるよう、光害及び周辺環境等に配慮しつつ、おおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保すること。

イ 照明設備が樹木に覆われ、又は汚損して照度が低下することがないように、適宜点検すること。

(4) 便所

ア 便所については、周囲からの見通しが確保できる位置に配置すること。

イ 夜間に利用できる便所においては、建物の入口付近及び内部において、夜間においての人の顔、行動を明確に識別できるおおむね50ルクス以上の平均水平面照度を確保すること。

(5) 地域住民等との連携

公園の維持管理への住民参加などにより、日常から住民が関心を持つ公園とするとともに、公園の周辺における地域住民等による防犯カメラ等の防犯設備の設

置を認めるなど、公園利用者の防犯対策に配慮すること。

(6) その他

ア 防犯設備については、汚損、損傷等により、その機能が低下することがないよう、当該防犯設備の設置・管理者が定期的に点検すること。

3 自動車駐車場の構造、設備等

(1) 柵等による区分

ア 自動車駐車場の外周は、必要な広さを確保できる場合は、柵等により周囲と区分し、その設置に当たっては、メッシュ又は格子状のものを取り付けるなど、外部からの見通しができる構造とすること。

イ 屋内に設置される自動車駐車場にあっては、地下に設置する場合を除き、可能な限り外部から見通すことができる開口部を確保すること。

(2) 照明設備

ア 一般公共の用に供する自動車の駐車のに供する部分の面積が 500 m²以上の地下又は屋内の自動車駐車場においては、駐車のに供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、それ以外の駐車場においては、夜間において人の行動を視認できるおおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保すること。ただし、当該自動車駐車場の供用時間外において、これらの照度の確保に代えて、門扉等による閉鎖その他の防犯対策を講ずる場合は、この限りでない。

イ 照明設備は、周辺への光害にも注意して配置するとともに、工作物、樹木等により照明設備が覆われ、又は照明設備の汚損等により、照明設備の照度が低下することのないよう配慮し、適宜点検すること。

(3) 防犯設備

ア 管理人等による監視が行き届かない場所については、必要に応じて防犯カメラ及び防犯ミラーを設置すること。

イ 管理人がいない場合は、施設の規模等の必要性に応じて、入場者を管理するための防犯カメラを設置すること。

ウ 防犯設備については、汚損、損傷等により、その機能が低下することがないよう、定期的に点検すること。

(4) 利用者等に対する注意喚起

ア 利用者等に対して、車両等の施錠、車内における貴重品の放置防止等の注意喚起を行うこと。

イ 防犯施設を有している場合、出入口には、表示板等により、防犯設備を有している施設であることを表示すること。

4 自転車駐車場の構造、設備等

(1) 柵等による区分

ア 自転車駐車場の外周は、必要な広さを確保できる場合は、柵等により周囲と区分し、その設置に当たっては、メッシュ又は格子状のものを取り付けるなど、外部からの見通しができる構造とすること。

イ 屋内に設置される自転車駐車場にあっては、地下に設置する場合を除き、可能な限り外部から見通すことができる構造とすること。

(2) 照明設備

ア 自転車の駐車の用に供する部分の面積が 500 m²以上の地下又は屋内の自転車駐車場においては、駐車の用に供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、それ以外の自転車駐車場においては、夜間において人の行動を視認できるおおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保すること。ただし、当該自転車駐車場の供用時間外において、これらの照度の確保に代えて、門扉等による閉鎖その他の防犯対策を講ずる場合は、この限りでない。

イ 照明設備は、周辺への光害にも注意して配置するとともに、工作物、樹木等により照明設備が覆われ、又は照明設備の汚損等により、照明設備の照度が低下することのないよう配慮し、適宜点検すること。

(3) 防犯設備

ア 管理人等による監視が行き届かない場所については、必要に応じて防犯カメラを設置すること。

イ 管理人がいない場合は、施設の規模等の必要性に応じて、入場者を管理するための防犯カメラを設置すること。

ウ チェーン用バーラック（注8）、サイクルラック（注9）の設置により、盗難防止に努めること。

エ 防犯設備については、汚損、損傷等により、その機能が低下することがないように、定期的に点検すること。

(4) 利用者等に対する注意喚起

ア 利用者等に対して、車両等の施錠、貴重品の放置防止等の注意喚起を行うこと。

イ 防犯施設を有している場合、出入口には、表示板等により、防犯設備を有している施設であることを表示すること。

（注1）「道路」とは道路法に規定する道路その他これに類するものをいう。

（注2）「公園」とは都市公園法に規定する都市公園その他これに類するものをいう。

（注3）「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

（注4）「平均水平面照度」とは、床面又は地面における平均照度をいう。

（注5）「通行人等の安全を確保するために必要な照度」とは、人の行動を視認できるおおむね3ルクス以上の平均水平面照度をいう。地下道の利用形態により、必要な照度は異なり、地下横断歩道の通路は、50ルクス以上必要とし、また、地下街の各構えに接する地下道の非常用の照明設備は、10ルクス以上必要とする。

（注6）「防犯ベル」とは、犯罪の発生のおそれがある場合等非常の場合において、押しボタンを押すことによりベルが吹鳴する、赤色灯が点灯する

等の機能を有する装置をいう。

(注7)「防犯カメラ」は、「福岡県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」等を踏まえ、プライバシーの保護に配慮して適正に運用すること。

(注8)「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒(バー)をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車やオートバイ等の盗難を防止することができる設備をいう。

(注9)「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。

附則

(施行期日)

この指針は、平成26年4月1日より施行する。

附則

(施行期日)

この指針は、令和2年4月1日より施行する。

犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例（平成 25 年福岡市条例第 65 号以下「条例」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、住宅（一戸建ての住宅及び共同住宅（長屋を含む。）をいう。以下同じ）の防犯性を向上させるに当たり配慮すべき事項を示すことにより、防犯性の高い住宅の普及を図ることを目的とする。

2 防犯の基本原則

住宅における犯罪を防止するため、次の基本原則に基づき、住宅の周辺地域の状況、入居者属性、管理体制、時間帯による状況の変化等に応じて、住宅の防犯性の向上を図るものとする。

(1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）

周囲及び住戸内からの見通しを確保し、屋外に住民の目が自然に届くような環境をつくることにより、犯罪企図者（注 1）が近づきにくい環境を確保する。

(2) 居住者の共同意識の向上（領域性の強化）

居住者が帰属意識を高め、コミュニティの形成、環境の維持管理等により、犯罪の起きにくい領域を確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の抑止（接近の制御）

塀、門扉等を設置し、犯罪企図者の侵入経路を制御することにより、犯罪企図者の犯行を物理的、心理的に断念させ、犯行の機会を減少させる。

(4) 部材、設備等の強化（被害対象の強化・回避）

犯罪企図者が住戸内へ侵入しようとする際、破壊できない、又は破壊に時間を要する窓や扉にすることにより、犯行を断念させ、被害を回避する。

3 基本的な考え方

(1) 指針の適用

この指針は、条例第 18 条第 2 項に規定する建築主等に対し、住宅の防犯性を向上させるに当たり配慮すべき事項を示し、居住者による維持管理や防犯活動を踏まえた取組を促すものである。

指針の適用に当たっては、関係法令を遵守のうえ、犯罪の発生状況、建築計画上の制約、管理体制の整備状況、居住者の快適性等に配慮するものとし、全ての場合において一律に適用するものではない。

(2) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

4 防犯性の向上に配慮した企画・計画・設計の進め方

住宅を建築しようとする場合は、敷地の規模及び形状、周辺地域の状況等を把握し、基本原則（第1の2に掲げるものとする。）を踏まえた上で、計画建物の入居者属性、管理体制等を勘案しつつ、敷地内の配置計画、動線計画、住棟計画、住戸計画、外構計画等を一体的に検討すること。

第2 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する事項

1 一戸建ての住宅

(1) 玄関

ア 配置

(ア) 玄関は、道路からの見通しが確保された位置に配置すること。

(イ) 道路からの見通しが確保されない場合は、門扉の設置やセンサーライト（注2）等の防犯設備を設置するなど犯罪企図者の侵入防止に有効な対策を講ずること。

イ 扉の構造

玄関扉には、防犯建物部品（注3）等の扉、枠及び錠を設置すること。

(2) 勝手口

ア 配置

(ア) 勝手口は、道路又は周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。

(イ) 道路又は周囲からの見通しが確保されない場合には、センサーライト等の防犯設備を設置すること。

イ 構造

勝手口の扉には、防犯建物部品等の扉、枠及び錠を設置すること。

(3) インターホン及びドアホン

住宅内と玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホンを設置すること。

(4) 窓

ア 配置

(ア) 窓は、道路又は周囲からの見通しが確保された位置に配置し、居室や寝室の窓についても、プライバシーの確保上支障のない範囲において、周囲からの見通しを確保すること。

(イ) 道路又は周囲からの見通しが確保されない場合は、適当な場所にセンサーライト等の防犯設備を設置するなど、犯罪企図者の接近の抑止に有効な対策を講ずること。

イ 構造

犯罪企図者の侵入が想定される窓のうちバルコニー、庭等に面するもの以外の窓には、面格子等を設置すること。ただし、面格子等の設置が困難な場合は、防犯建物部品等のサッシ及びガラス又は防犯センサー（注4）等の防犯設備を設置するなど侵入防止に有効な対策を講ずること。

(5) バルコニー

ア 配置

バルコニーは、縦どい（注5）、塀、樹木、車庫等を利用した犯罪企図者の侵入が困難な位置に配置すること。

イ 構造

(ア) 縦どい等がバルコニーに近接する場合には、面格子の設置などバルコニーへの侵入防止に有効な対策を講ずること。

(イ) バルコニーの手すりは、プライバシーの確保及び転落防止に支障のない範囲において、道路及び周囲からの見通しが確保された構造とすること。

(6) 庭及び敷地内の空地

ア 配置

(ア) 庭及び敷地内の空地は、道路及び周囲からの見通しが確保された配置とすること。

(イ) 植栽は、植樹する位置、繁茂や枝振りの状況、見通し等に配慮するとともに、居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにすること。

イ 構造

道路及び周囲からの見通しが確保できない場合には、砂利敷き又はセンサーライト等の防犯設備を設置するなどの対策を講ずること。

(7) 塀、柵、垣等

塀、柵、垣等の位置、構造、高さ等は、周囲からの死角の原因とならないよう配慮するとともに、窓等への侵入の足場とならない構造とすること。

(8) 防犯センサー等

防犯センサー等の防犯設備を設置する場合は、道路及び周囲の状況や玄関、勝手口及び駐車場等の配置を考慮し、敷地内及び住宅内のそれぞれにおいて、犯罪企図者の侵入防止に有効な位置、機種等を検討して設置すること。

(9) 駐車場

ア 配置

駐車場は、道路及び周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。

イ 構造

(ア) 屋根を設置する場合には、侵入の足場とならない配置及び構造とすること。

(イ) 門扉等を設置する場合には、道路及び周囲からの見通しが確保された構造とすること。

(10) その他

ア 門扉を設置する場合には、門灯を設置するとともに施錠可能な構造とすること。

イ 縦どい、冷暖房機の室外機等の屋外付帯設備は、侵入の足場とならない位置に配置すること。

2 共同住宅

(1) 共同住宅における共用部分

ア 共用出入口

(ア) 共用玄関

- a 共用玄関は、道路及びこれに準ずる通路(以下「道路等」という。)からの見通しが確保された位置に配置すること。
- b 道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する対策を講ずること。

(イ) 共用玄関以外の共用出入口

- a 共用玄関以外の共用出入口は、道路等からの見通しが確保された位置に設置すること。
- b 道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する対策を講ずること。

(ウ) 共用出入口の照明設備

- a 共用玄関の照明設備は、その内側において、人の顔や行動を明確に識別できるように、おおむね50ルクス以上の平均水平面照度(注6)、その外側において、人の顔や行動を識別できるように、おおむね20ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。
- b 共用玄関以外の共用出入口の照明設備は、人の顔や行動を識別できるように、おおむね20ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

イ 管理人室

管理人室を設ける場合には、共用玄関、共用メールコーナー(宅配ボックスを含む。以下同じ。)及びエレベーターホールを見通せる構造とし、又はこれらに近接した位置に配置すること。

ウ 共用メールコーナー

(ア) 配置

- a 共用玄関にある共用メールコーナーは、共用玄関、管理人室等からの見通しが確保された位置に配置すること。
- b 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する対策を講ずること。

(イ) 照明設備

共用メールコーナーの照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できるように、おおむね50ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

(ウ) 郵便受箱

郵便受箱は、施錠可能なものとする。

エ エレベーターホール

(ア) 配置

- a 共用玄関のある階のエレベーターホールは、共用玄関、管理人室等からの見通しが確保された位置に配置すること。

- b 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する対策を講ずること。

(イ) 照明設備

- a 共用玄関のある階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できるように、おおむね50ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。
- b その他の階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動を識別できるように、おおむね20ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

オ エレベーター

(ア) 連絡及び警報装置

エレベーターのかご内には、犯罪発生等の非常時において押しボタン、インターホン等により外部に連絡又は吹鳴（すいめい）する装置を設置すること。

(イ) 扉

エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉には、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓を設置すること。

(ウ) 照明設備

エレベーターのかご内の照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できるように、おおむね50ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

カ 共用廊下及び共用階段

(ア) 配置、構造等

- a 屋外に設置される共用階段は、住棟外部から見通しが確保された位置に配置すること。
- b 避難のみに使用する屋外階段の地上へ通じる出入口扉には、自動施錠機能付きの錠を設置すること。
- c 各住戸のバルコニーや窓に近接する場合には、必要な箇所に面格子、柵等を設置するなど侵入防止に有効な対策を講ずること。

(イ) 照明設備

共用廊下及び共用階段の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の顔及び行動を識別できるように、おおむね20ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

キ 屋上

- (ア) 屋上への出入口等には、扉を設置し、屋上を居住者等に常時開放する場合を除いて施錠可能なものとする。
- (イ) 屋上が住戸バルコニーや窓に近接する場合には、住民が避難するのに支障のない範囲において、必要な箇所に面格子又は柵を設置するなど侵入防止に有効な対策を講ずること。

ク 駐車場

(ア) 配置

- a 自動車駐車場（以下「駐車場」という。）は、道路及び周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。
- b 駐車場を屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、内部を見通すことができる開口部を確保すること。
- c 地下階等構造上周囲からの見通しを確保することが困難な場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する対策を講ずること。
- d 駐車場に屋根を設置する場合又は立体型の駐車場を設置する場合には、住棟への侵入の足場となることがないように、隣接する建物の窓、共用廊下及び共用階段までの距離を確保すること。

(イ) 構造

駐車場の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できるように、おおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

ケ 駐輪場

(ア) 配置

- a 自転車置場及びオートバイ置場（以下「駐輪場」という。）は、道路及び周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。
- b 駐輪場を屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、内部を見通すことができる開口部を確保すること。
- c 地下階等構造上周囲からの見通しを確保することが困難な場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する対策を講ずること。

(イ) 構造

- a 駐輪場には、チェーン用バーラック（注7）又はサイクルラック（注8）を設置する等により、盗難防止に努めること。
- b 駐輪場の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できるように、おおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

コ 通路

(ア) 配置

通路は、道路又は周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。

(イ) 照明設備

通路の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できるよう、おおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

サ 児童遊園、広場、緑地等

(ア) 配置

- a 児童遊園、広場、緑地等は、周囲からの見通しが確保された位置に配置

すること。

- b 植栽は、植樹する位置、繁茂や枝振りの状況、見通し等に配慮するとともに、居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにすること。

(イ) 照明設備

児童遊園、広場、緑地等の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できるよう、おおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものであること。

シ 塀、柵、垣等

塀、柵、垣等の位置、構造、高さ等は、周囲からの死角の原因とならないよう配慮するとともに、住戸の窓等への侵入の足場とならない構造とすること。

ス ゴミ置場

ゴミ置場は、道路等からの見通しが確保された位置に配置するとともに、周囲に延焼するおそれのない位置に配置し、又は周囲に延焼するおそれのない構造とすること。

セ 配管、縦どい、外壁等

配管、縦どい、外壁等は、上階及び居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにすること。

ソ 防犯カメラ

(ア) 設置

防犯カメラを設置する場合には、有効な監視体制等の在り方を併せて検討するとともに、記録装置を設置すること。

(イ) 配置等

防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯罪企図者の犯意抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置すること。

(ウ) 照明設備

防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関し規定する各項目のほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保できるものとする。

タ 集会所等

集会所等の共同施設は、周囲からの見通しを確保された位置、主要な動線上に配置すること。

(2) 共同住宅における専用部分

ア 住戸の玄関扉等の構造

玄関扉等には、防犯建物部品等の扉、枠及び錠を設置すること。

イ インターホン及びドアホン（住戸玄関外側との通話等）

住戸内と住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホンを設置すること。

ウ 窓

(ア) 共用廊下に面する窓等

犯罪企図者の侵入が想定される共用廊下に面する窓、接地階住戸の窓のうちバルコニーに面していない窓は、面格子、錠付きクレセント又は補助錠を設置するなど、侵入防止に有効な対策を講じること。

(イ) バルコニー等に面する窓

犯罪企図者の侵入が想定されるバルコニー等に面する住戸の窓は、避難経路及び消防隊の非常用進入口の確保に支障のない範囲において、錠付クレセント又は補助錠を設置するなど、侵入防止に有効な対策を講じること。

エ バルコニー

(ア) 配置

住戸のバルコニーは、縦どい、階段の手すり等を利用した犯罪企図者の侵入が困難な位置に配置するものとし、やむを得ず縦どい、階段の手すり等がバルコニーに近接する場合には、避難計画上支障のない範囲において面格子の設置等により、バルコニーへの侵入防止に有効な対策を講ずること。

(イ) 手すり等

住戸のバルコニーの手すり等は、プライバシーの確保及び転落防止に支障のない範囲において、道路及び周囲からの見通しが確保された構造とすること。

(ウ) 接地階のバルコニー

専用庭を配置する場合には、その周囲に設置する柵又は垣は、侵入防止に有効な構造とすること。

(注1)「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

(注2)「センサーライト」とは、夜間において人の動きを検知して点灯するライトをいう。

(注3)「防犯建物部品」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品等、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、①騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、②騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回（総攻撃時間1分以内）を超えて、侵入を防止する防犯性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。

(注4)「防犯センサー」とは、赤外線・振動などを検知することにより、光や音（警報）による威嚇、通報等を行うものをいう。

(注5)「縦どい」とは、屋根から地面まで垂直に取り付けた雨どいをいう。

(注6)「平均水平面照度」とは、床面又は地面における平均照度をいう。

(注7)「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒（バー）をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車やオートバイ等の盗難を防止することができる設備をいう。

(注8)「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有する

もので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。

附則

(施行期日)

この指針は、平成26年4月1日より施行する。

犯罪の防止に配慮した学校等の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例（平成 25 年福岡市条例第 65 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、学校等における施設の整備及び管理に当たり防犯上配慮すべき事項を示すことにより、乳児、幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の安全の確保を図ることを目的とする。

2 防犯の基本原則

学校等における児童等の安全を確保するため、次の基本原則に基づき防犯性の向上について検討し、学校等の施設の設計、改善及び整備を行うものとする。

(1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）

周囲からの見通しを確保し、多くの人の目に自然に届くような環境を作ることにより犯罪企図者（注 1）が近づきにくい環境を確保する。

(2) 防犯意識の向上（領域性の強化）

学校等の管理者等の防犯意識の向上を図り、学校等の施設における環境の維持管理を行うことによって、犯罪の防止に配慮した領域を確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の抑止（接近の制御）

学校等の配置計画や動線計画の工夫等により、犯罪企図者の動きを限定し、敷地内や建物内等への接近や侵入を防ぐ。

(4) 部材や設備等の強化（被害対象の強化）

犯罪企図者が学校等の敷地内に侵入できない、又は侵入に時間を要する窓や扉にすることにより、犯罪企図者の犯行を断念させ、被害を回避する。

3 基本的な考え方

(1) 指針の適用

この指針は、学校等を設置し、又は管理する者に対して、学校等における施設の整備及び管理に当たり防犯上配慮すべき事項を示すとともに、その取組を促すものである。

指針の適用に当たっては、関係法令を遵守のうえ、犯罪の発生状況、児童等の発達段階、地域の実情等に配慮するものとし、全ての場合において一律に適用するものではない。

(2) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 配慮すべき事項

1 学校等における児童等の安全確保

(1) 不審者の侵入防止対策の強化

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努めるものとする。

ア 敷地内において死角となる場所が少なくなるような各建物等の配置計画とすること。

イ 職員室、事務室等の配置に当たっては、不審者の侵入防止、死角の排除、緊急時の即応等を可能にするよう配置すること。

ウ 敷地を柵等により区分するなど、隣接建物等からの侵入防止対策を行うこと。

エ 接地階に位置する教室、廊下等の窓・出入口については、容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ、的確な施錠管理を行うこと。

オ 学校等の施設開放を行う場合は、開放部分と非開放部分とを明確に示すこと。

カ 来訪者を入口・受付に誘導する立札・看板を設置すること。

キ 来訪者にリボンや名札等の着用を要請すること。

ク 来訪者に対し声掛けを行うこと。

ケ 建物の配置上、やむを得ず死角となる場所については、定期的なパトロールの実施等の対応をとること。

(2) 防犯カメラの設置

不審者の侵入防止や侵入者による犯罪の抑制等を目的とし、学校等や地域の状況により、記録装置を備えた防犯カメラを設置するとともに、防犯カメラ作動中であることを表示すること。

(3) 通報システムの設置

ア 通報装置

緊急事態発生時に、校内各教室、校長室、職員室、事務室相互間や、警察、消防への連絡等が迅速に行えるよう、学校等や地域の状況により、普通教室等の児童等が常時活動する場所に、インターホンや電話等の通報装置を設置すること。

イ 連絡設備

園内・校内の児童等、教職員等に緊急事態の発生とその具体的内容、とるべき処置等を迅速に伝達するため、学校等や地域の状況により、園内・校内連絡設備を整備すること。

(4) 設備・機器等の維持管理

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、次のような設備・機器等の維持管理に努めるものとする。

ア 校門、囲障、窓、出入口、錠

イ 警報装置、通報機器、照明設備等

2 その他

学校等の施設及び複合化する施設のそれぞれの専用部分、共用部分について、それらの領域を明確化するとともに、その防犯対策に関する責任の所在や役割分担について明確にしておくこと。

(注1)「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

附則

(施行期日)

この指針は、平成26年4月1日より施行する。

福岡市防犯のまちづくり推進プラン



◎編集・発行

福岡市 市民局 生活安全部 防犯・交通安全課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

TEL:092-711-4054 FAX:092-711-4059